

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の保有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	41,476,012 株
株式併合により減少する株式数	20,738,006 株
株式併合後の発行済株式総数	20,738,006 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、「株式併合前の発行済株式総数」および本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合割合（2分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

株式併合前の発行可能株式総数	140,000,000 株
株式併合後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	70,000,000 株

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,566名（100.00%）	41,476,012株（100.0%）
2株未満	105名（2.94%）	105株（0.00%）
2株以上	3,461名（97.06%）	41,475,907株（99.99%）

（注）上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、2株未満をご所有の株主様105名（所有株式数105株）は、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りのお手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記 1. の単元株式数変更と併せ、上記 2. に記載の本株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決された場合には、平成 29 年 10 月 1 日をもって、次のとおりとなります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>1 億 4 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>7 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1, 0 0 0 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1 0 0 株</u> とする。

4. 主な日程

- 平成 29 年 5 月 15 日 取締役会決議日
- 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) 定時株主総会決議日
- 平成 29 年 9 月 26 日 (予定) 1,000 株単位での売買最終日
- 平成 29 年 9 月 27 日 (予定) 100 株単位での売買開始日
- 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日
- 平成 29 年 12 月上旬 (予定) 端数株式処分代金のお支払い

上記のとおり、単元株式数変更および株式併合の効力発日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日です。

以 上

添付資料： (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についての Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的はなんですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約する取組みを進めており、当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更することといたしました。併せて、単元株数変更後も、個人投資家による投資機会の拡大と中長期的な株価変動等も勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様の、ご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された保有数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日(平成29年10月1日(予定))の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

[2株を1株に併合、および単元株式数を1,000株から100株に変更]

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例1	1,000株	1個	500株	5個	0株
例2	1,025株	1個	512株	5個	0.5株
例3	200株	0個	100株	1個	0株
例4	151株	0個	75株	0個	0.5株
例5	2株	0個	1株	0個	0株
例6	1株	0個	0株	0個	0.5株

- 例2、例4、例5において発生する単元未満株式（12株、75株、1株）につきましては、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取請求制度をご利用いただけます。
- 例2、例4、例6において発生する端数株式（それぞれ0.5株）につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数株式が生じた株主様に対して、端数株式の割合に応じて交付いたします。端数株式の処分代金の交付につきましては、平成29年

12月上旬に予定させていただきます。

- 例6の効力発生前に保有する株式数が1株未満の場合には、効力発生後では保有する株式が端数株式のみとなりますので、当社株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたく存じます。

Q 5. 株式併合後に1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的な手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人（みずほ信託銀行証券代行部）までお問合せください。

Q 6. 株式併合によって所有する株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は2倍となります。

したがって、株式使用の変動等の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 7. 株式併合によって所有する株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により株主さまの所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主優待制度はどうなりますか。

A 8. 本年につきましては、昨年と同様に本年9月末現在で1,000株以上の株式を保有されている株主様を対象に実施することを予定しております。

来年以降につきましては、今後、検討を重ねてゆく予定であります。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成29年5月15日	取締役会決議日
平成29年6月28日（予定）	定時株主総会決議日
平成29年9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（予定）	単元株式変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成29年11月上旬（予定）	株主様へ株式併合割当通知の発送
平成29年12月上旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い

Q 10. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 10. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問合せ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問合せください。

株主名簿管理人　みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先　〒168-8507 東京都杉並区和泉町二丁目8番4号
電話　0120-288-324（通話料無料）
受付時間　9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以 上